

経 済 要 錄

国 内

◆平成 6 年度一般会計予算等の概算要求について
大蔵大臣は、9月10日、平成 6 年度の一般会計

概算要求および財政投融资計画要求を閣議に報告した。その概要は以下のとおり。

平成6年度一般会計概算要求

	5 年 度 当 初 予 算 (億円)	6 年 度 概 算 要 求 (億円)	前 年 度 当 初 予 算 比 (%)
一 般 歳 出	399,168	414,514	3.8
皇 国 室 費 会 所	48	53	10.7
裁 裁 判 檢 查 院 閣	1,135	1,200	5.7
会 計 院	2,839	2,891	1.8
内 閣	143	150	4.6
總 理 府	154	163	5.7
うち防 衛 省	85,479	87,300	2.1
そ の 其 他	46,404	47,309	1.95
法 務 省	39,074	39,991	2.3
外 務 省	5,235	5,405	3.3
大 藏 省	6,641	7,114	7.1
文 部 省	16,198	16,695	3.1
厚 生 省	54,265	56,137	3.5
農 林 水 産 省	131,365	138,646	5.5
通 商 水 産 省	27,039	27,706	2.5
運 輸 政 省	8,787	9,174	4.4
郵 政 省	8,623	8,849	2.6
労 働 省	415	436	5.0
建 設 省	4,889	4,909	0.4
自 治 省	44,781	46,981	4.9
	1,132	705	△37.7
国 債 費	154,423	165,812	7.4
地 方 交 付 税 交 付 金	156,174	155,724	△ 0.3
産 業 投 資 特 別 会 計 へ 繰 入 等	13,783	15,923	15.5
うち事 業 分	13,000	13,000	0.0
償 戻 分	783	2,923	273.2
平 成 4 年 度 決 算 不 足 補 補 て ん 繰 戻	—	15,448	—
合 計	723,548	767,421	6.1

平成6年度財政投融資計画要求

	5年度 当初計画 (億円)	前年度 当初計画比 (%)	6年度 計画要求 (億円)	前年度 当初計画比 (%)
公共事業実施機関	58,709	12.4	57,410	△2.2
うち日本道路公団	24,159	5.1	22,771	△5.7
首都高速道路公団	4,852	18.7	5,368	10.6
阪神高速道路公団	3,826	2.7	3,470	△9.3
本州四国連絡橋公団	2,233	5.5	2,380	6.6
住宅・都市整備公団	14,023	34.1	14,302	2.0
空港整備特別会計	1,468	△1.8	1,317	△10.3
住宅金融公庫	69,055	6.6	81,969	18.7
その他の公庫・銀行	109,979	13.9	126,915	15.4
うち国民金融公庫	27,120	10.5	30,500	12.5
中小企業金融公庫	22,100	7.0	25,577	15.7
農林漁業金融公庫	4,690	0.4	4,740	1.1
公営企業金融公庫	13,857	22.2	14,010	1.1
日本開発銀行	20,270	31.9	28,900	42.6
日本輸出入銀行	14,300	5.5	14,500	1.4
その他の公団・事業団等	71,213	18.5	75,613	6.2
うち年金福祉事業団	26,197	17.2	34,644	32.2
社会福祉・医療事業団	2,382	6.3	2,514	5.5
日本鉄道建設公団	1,545	18.7	1,900	23.0
日本国有鉄道清算事業団	18,400	41.9	13,430	△27.0
海外経済協力基金	6,750	△9.9	6,750	0.0
地方公団体	57,000	16.4	58,000	1.8
一般財投分計(A)	365,956	13.4	399,907	9.3
郵便貯金特別会計	47,500	0.0	50,000	5.3
年金福祉事業団	24,250	1.5	26,600	9.7
簡易保険福祉事業団	20,000	42.9	—	皆減
資金運用事業分計(B)	91,750	7.4	76,600	△16.5
総計(A)+(B)	457,706	12.2	476,507	4.1

◆緊急経済対策について

政府は、9月16日、経済対策閣僚会議を開催し、「緊急経済対策」を決定した。その内容は以下のとおり。

I. 規制緩和等の推進

内需拡大や輸入促進に直接的な効果があり、また経済構造を変革していくための新たな第一歩につながる公的規制の緩和等を推進するとともに、手続きの簡素化・円滑化を図ること

により経済の活性化を図るほか、公的規制がもたらす国民や企業の実質的な負担や制約を軽減し、国民生活の質の向上や民間活力の発揮を確保するため、引き続き公的規制の緩和等を推進する。

1. 規制緩和等の実施

新規事業の創出や事業の拡大等、競争の促進や価格の弾力化等を通じた市場の効率化、市場アクセス改善を通じた輸入の促進、申請

負担の軽減による経済的コストの削減等を図り、内需の振興、輸入の拡大等を期するため、別紙1（略）のとおり94項目にのぼる公的規制の緩和等を行う。

2. 地域開発等プロジェクトの推進

地域開発等プロジェクトの実施を円滑に進めるため、各種許認可等事務手続きの迅速化及び関係省庁間の調整の円滑化を一層推進する。とりわけ、本年度内の申請・審査に係るプロジェクトに関する事務手続きの処理期間を大幅に短縮するよう努めるものとする。

3. 着実な実施を確保するためのフォロー・アップ

1及び2に掲げる措置を着実に推進するため、必要に応じ行政監察機能を活用しつつ、フォロー・アップを行う。このうち、2に掲げる措置については、大規模な地域開発等プロジェクトに係るものを中心として、措置の着実な実施を図るための推進方策（体制を含む。）の在り方を検討する。

4. 引き続き規制緩和を推進するための措置

1に掲げる措置のほか、以下により、引き続き、公的規制の緩和等を推進する。

（1）独占禁止法の適用除外制度の見直し

独占禁止法の適用を除外している個別の法律に基づく適用除外カルテル等制度の見直しについて、平成7年度末までに結論を出すこととし、関係省庁による連絡会議を開催する等見直し推進体制の整備を図る。また、消費者利益確保の観点から、本制度の運用には厳正に対処するとともに、独占禁止法の適用除外の要件を欠き独占禁止法違反行為と認められる行為を積極的に排除する。

（2）報告等に係る国民負担の軽減

申請、届出、報告（統計報告を含む。）等に係る国民負担の軽減を積極的に推進するため、本年末を目途に、具体的推進方策を策定する。

（3）苦情処理、広報・公聴活動の充実

市場アクセスの改善に資する規制の緩和を促進するため、市場開放問題苦情処理推

進本部（OTO）において苦情処理体制の充実・強化に向けて速やかに検討を行う。

また、規制緩和に関する国民の声を広く収集し、各省庁の施策に反映させるため、広報・公聴活動の積極的展開を図る。

II. 円高差益の還元

最近の急速な円高の進展にかんがみ、円高の効果が、我が国経済の各分野に円滑に浸透し、物価の一層の安定が図られることにより、国民がそのメリットを速やか、かつ十分に享受し得る状況を醸成することが重要である。こうした観点から、別紙2（略）のとおり、以下の円高差益の還元等に係る施策を推進する。

1. 公共料金等の円高差益還元等

（1）円高差益還元

① 電力10社の円高差益については、暫定料金引下げの形で還元することとし、平成5年11月から11か月間実施する。具体的な還元額はおよそ2,300億円程度（標準的な家庭で月額100円程度）となるものと見込まれる。

なお、北海道電力（株）は、円高差益還元とは別に、国内炭火力から原子力への燃料転換に伴う燃料費の減（約200億円）を原資に、平成5年10月から1年間の暫定料金引下げを実施する（標準的な家庭で月額220円程度の引下げ）。

② 大手ガス3社の円高差益については、暫定料金引下げの形で還元することとし、平成5年11月から11か月間実施する。具体的な還元額はおよそ350億円程度（標準的な家庭で月額135円程度）となるものと見込まれる。

③ 工業用アルコールについては、平成5年11月上旬を目指し、政府売渡価格を平均約4%引き下げる（引下げ総額は年間10億円程度の見込み）。

④ 麦の政府売渡価格については、内外麦の需給、国際価格、為替相場、フレートの動向等を踏まえ、円高差益を反映させる方向で、できるだけ早期に決定を行う

ように努める。

- (5) KDDの円高差益については、国際電話料金の値下げの形で還元することとし、合理化・効率化等により得られた利益の還元分も含め、平成5年10月中に平均2%程度の値下げを実施する（値下げ総額は平年度で30数億円の見込み）。
 - (6) 学校給食用物資について、日本体育・学校健康センターから都道府県学校給食会への売渡価格を平成5年10月から脱脂粉乳1kg当たり29円、輸入牛肉1kg当たり30~50円引き下げる（平成5年度下期の還元額約1億円の見込み）。
- なお、この他に日本たばこ産業(株)は、喫煙者並びに非喫煙者双方に資する環境対策すなわちスマーキングクリーン強化プランに平成5年11月から着手する。具体的には、公共施設等へクリーンスタンド約5万台（総額約10億円）を提供する。
- (2) 内需拡大・利用者サービスの拡充等
- (1) 国内航空運賃について、平成5年11月以降隨時家族割引等の割引運賃の拡充を行う（家族割引運賃について、適用期間を春休みにまで拡大するとともに、現行の原則25%の割引率を原則35%に拡大する等）。
 - なお、国際航空運賃については、我が国航空企業の経営状況の改善を待つて方向別格差是正の措置を講ずる。
 - (2) 鉄道運賃について、平成5年9月以降随时週末用の割引乗車券等新たな割引乗車券の導入を行う。
 - (3) 国内旅客船運賃について、平成5年10月以降随时周遊・回遊に係る運賃の割引率の拡大等を図る。
 - (4) 近年の国内産糖事業の合理化等を踏まえて、平成5砂糖年度（5年10月～6年9月）の国内産糖合理化目標価格を引き下げる。

2. 一般輸入消費財等の円高差益還元

円高メリットが速やかに国民生活に還元されるよう、国民生活に関連が深い輸入消費財

等を中心として、広く差益還元を促進するための施策を行う。

(1) 関係業界への要請等

円高メリットが速やかに国民生活に還元されるよう、所管省庁から、輸入農林水産物、輸入酒類、石油製品、耐久消費財、非耐久消費財、住宅及び住宅関連資材等個別商品分野ごとを中心に、関係する業界に対し、9月中を目途に、文書により要請を行う。

(2) 小売業界（百貨店、スーパー、中小小売商業等）及び生活協同組合への円高活用プランの策定等について、9月中を目途に文書等により要請を行う。

(3) 独占禁止法の厳正な運用

カルテル、再販売価格維持、並行輸入の不当阻害等の独占禁止法違反行為によって、円高差益の還元が不当に妨げられるとのないよう、関連情報の収集に努めるとともに、違反事実が認められた場合には、厳正に対処する。

3. 国民への円高差益還元機会の提供

円高差益還元のフォーラム及びフェア（輸入品フェア、住宅フェア等）等について、9月以降における開催を促進するとともに、総合輸入促進センターの設置等により、国民への円高差益還元機会の提供を図り、併せて円高差益還元への理解を促す。

4. 情報収集の強化・充実及び消費者への情報提供の強化

輸入品価格動向等調査の拡充、物価モニター・国民生活センター及び貿易統計の活用等により、今後、情報収集の強化・充実を図り、円高の価格への反映を注視しつつ、消費者への情報提供を強化する。

5. 実施状況の点検

今後、物価担当官会議等において、上記の施策等の実施状況を点検し、施策の実効性ある推進を図る。

III. 厳しい経済情勢等への対応と調和ある対外経済関係の形成

急激な円高が輸出等に与える影響や災害による被害など、国民が直面する厳しい経済情勢に対応すると同時に、生活者・消費者が豊かさを実感できる経済社会の構築や、活力ある社会を創造するための経済発展基盤の整備、良好な対外経済関係の形成等の我が国経済が抱える中長期的な課題の解決にも資する諸施策を推進する。

1. 厳しい経済情勢等への対応

急激な円高、冷夏や災害の頻発を背景に生じている厳しい経済や生活状況、将来に対する不安や懸念に対処するため、災害復旧、中小企業対策、雇用の安定等のための諸施策を推進するとともに、生活者・消費者の視点に立った社会資本整備、住宅投資の促進、構造調整に資する設備投資の促進を図る。

(1) 生活者・消費者の視点に立った社会資本整備の推進

① 円高差益還元や規制緩和に関連した社会資本の充実を図ることとし、また、文化の香り豊かで美しい質の高い生活環境の形成に資する分野に重点化を図るとともに、生活者・消費者が生活の質の向上を肌で実感できるような手法を工夫して社会資本整備を推進することとして、本年度の事業の進捗状況や景気浮揚効果を勘案しつつ、1兆円の事業費の追加を行う。

② 地方単独事業についても、地域の実情に即して、高齢者・障害者にやさしいまちづくりや住宅宅地関連公共施設の整備の促進による快適な住空間の形成をはじめ、生活者・消費者の視点に立った社会資本整備が図られるよう、地方公共団体に対して5,000億円の事業費の追加を要請する。

③ 社会資本整備を円滑に進めるため、国、地方公共団体を通じ、地価動向に十分配慮しつつ、3,000億円の規模で公共用地の先行取得を行う。

(2) 災害復旧事業等の推進

災害復旧事業等の早期決定、実施を図り、

国民の生活の安全と安定を一日も早く確保する。

① 災害復旧事業については、復旧進度を大幅に高めることにより、集中豪雨や台風等により被害を受けた諸地域における災害復旧工事を速やかに行い、国民生活の安定を確保するため、事業費4,500億円を追加する。

② 農業共済等については、保険金支払いに係る事務手続き等の速やかな実施を図り、早期の支払いを確保する。

(3) 住宅投資の促進

住宅投資については、宅地の円滑な供給を図りつつ、良質な住宅の建設を更に促進し、居住水準の向上を図るため、住宅金融公庫及び年金福祉事業団の事業規模を2兆9,000億円追加するとともに、リフォーム等を促進するため住宅取得促進税制の充実を図るほか、併せて住宅宅地供給のための諸施策を推進する。

① 住宅金融公庫等の融資の追加

住宅金融公庫の融資について、事業規模2兆5,000億円を追加する。これにより、貸付枠を10万戸追加し、70万戸（当初貸付枠比15万戸増）とする。

また、年金福祉事業団の住宅融資について、事業規模4,000億円を追加する。

② 住宅取得促進税制の適用対象範囲の拡大

リフォームを促進し良質な住宅ストックの形成を図ることにより内需の拡大を図るため、住宅取得促進税制の対象となる増改築等の範囲に一定の住宅改良工事を加えるとともに、増改築等に係る家屋の床面積要件の上限（現行240m²）を撤廃するほか、既存住宅のうち耐火建築物以外の建物の築後経過年数要件を緩和（現行10年を15年に延長）する（10月1日実施）。

③ 住宅宅地供給のための諸施策の推進

(a) 地価は住宅価格を決める大きな要因であることにかんがみ、引き続き利用

価値に見合った適正な地価水準の実現を図るよう、総合的な土地対策の着実な実施に努める。監視区域については、地価に悪影響を与えないよう配慮しつつ、弾力的運用の方策について検討する。

- (b) 住宅宅地関連公共施設整備促進事業等、住宅宅地の供給の促進に資する事業の着実な推進を図る。
- (c) 民間金融機関の個人向け住宅融資については、融資資金の安定的な確保、利用者のニーズに即応した商品の提供、広報への積極的取り組みを要請する。
- (d) 個人住宅に設置する高齢者、身体障害者等のための小型のホームエレベーターについて、その設計指針等を活用し、普及促進に努める。
- (e) 省エネ、省資源など環境に配慮した住宅の建設を促進するため、環境共生住宅の普及促進を図る。

(4) 構造調整に資する設備投資の促進

① 構造調整に資する設備投資を促進するための税制上の措置

流通コストの削減等を通じて消費者利益の増進に結びつく流通構造の改善に資する設備投資、企業の構造調整に資する省力化・合理化、省エネルギー、環境保全、研究開発に係る設備投資を促進するため、臨時时限の措置として、約150設備を中小企業等基盤強化税制、中小企業新技術体化投資促進税制、エネルギー需給構造改革推進投資促進税制及び基盤技術研究開発促進税制の対象に追加する（10月1日実施、来年9月30日までの时限措置）。

本措置により、直接対象となる設備のほか、それに付随して購入される設備等を加えれば、相当規模の投資が促進されるものと期待される。

② 政府関係金融機関の融資の活用

新分野への進出等リストラに取り組む

意欲ある企業を幅広く支援するため、日本開発銀行、北海道東北開発公庫等の関連融資制度の積極的な活用が図られるよう、これらの機関に相談窓口の設置を行う等運用の改善を図る。

(5) 中小企業対策等

厳しい経営環境に直面している中小企業等を支援するため、次のとおり、中小企業等の一層の経営安定等を図るとともに、中小企業が、我が国経済の構造的な変化を克服しつつ活力を発揮できるよう、立法措置を含めた総合的な対策に早急に着手する。

中長期的な展望に立ったこれらの各措置を講ずること等により、総額1兆円を超える政府関係中小企業金融機関等の貸付規模の追加を実施する（これにより今後1年間では、おおむね7,700億円程度の貸付規模の追加が実施される。）。

① 中小企業等の経営安定対策

(a) 景気の低迷に加え、円高、冷夏等の影響により資金繰りが悪化している中小企業の一層の経営安定を図るため、政府関係中小企業金融機関等における運転資金支援特別貸付制度の要件緩和、貸付限度額の倍増及び貸付規模の追加を行う。

(b) 緊急経営支援貸付制度について、冷夏等の影響により厳しい経営環境に直面している中小企業を支援する仕組みを盛り込むとともに、貸付規模を追加する。

(c) 担保不足等により、資金繰りが悪化している中小企業を支援するため、中小企業信用保険法の保険限度額が倍額となる特定業種の指定を一層弾力的に行う。

(d) 政府関係中小企業金融機関等及び信用保証協会を活用することにより、中小企業の金融の一層の円滑化を図るため、これらの機関に対し、景気の情勢を踏まえて貸付け、保証を行うよう指導する。

- (e) 円高、冷夏等の厳しい経営環境に直面している農業者等に対し、農業信用基金協会を通ずる保証付融資の拡大等資金融通の円滑化を図る。
- ② 中小企業の構造的な環境変化への対応の支援
中小企業が我が国経済の構造的な変化を克服しつつ活力を発揮できるよう、新分野進出、海外展開等中小企業のリストラ努力を支援することとし、このための法律案を早急に国会へ提出するとともに、次の措置をはじめとして各般の施策を講ずることにより、総合的な対策に早急に着手する。
- (a) 政府関係中小企業金融機関等において低利融資制度を創設する。
- (b) 中小企業事業団の高度化融資制度を活用し、リストラ関連事業を実施する。
- (c) 中小企業信用保険において別枠の設定等特例措置を創設する。
- (d) 中小企業近代化資金等助成制度において償還期間の延長の特例措置を創設する。
- ③ 小規模企業対策、下請中小企業対策等
(a) 小規模企業の活力を支援するため、中小企業設備貸与事業の割賦損料・リース料率の引下げを行う。
- (b) 円高の影響の大きい下請事業者を対象とした調査を臨時、緊急に実施し、下請代金支払遅延等防止法の厳正な運用を図るとともに、下請取引の適正化を促進するため親企業に対して通達を発出する。
- (c) 中小企業の官公需受注を確保するため、地方公共団体に対し通達を発する。
- (d) 厳しい状況にある地域の経済の活性化に資するため、特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法に基づく活性化計画の承認を弾力的に実施する。
- (6) 雇用対策
最近の雇用失業動向と中長期的な雇用環境の変化を踏まえ、次のとおり雇用対策の充実を図る。
- ① 雇用動向についての情報の迅速かつ的確な把握に引き続き努めるほか、雇用調整助成金制度について、昨年10月に実施した雇用調整助成金の支給対象となる業種の指定基準の緩和に係る暫定措置を延長し、引き続き業種指定を機動的に行うこと等、制度の活用・充実を図ることにより、失業を予防し、教育訓練、出向、一時休業による企業の雇用維持努力を支援する。
- ②とりわけ雇用調整の影響を受けやすい中高年齢ホワイトカラー労働者の雇用の安定を図るため、転職に必要な職業訓練の実施、産業雇用安定センターの活動への援助等を図ることにより、産業、企業間における失業を経ない円滑な労働移動を図るとともに、リストラの進展による雇用不安を招かないよう、事業主に対する適切な指導援助、職種転換のための能力開発を支援する給付金制度の拡充を行う。
- ③ 新分野開拓等を行う企業に対する大規模雇用開発促進助成金、地域雇用環境整備助成金を活用した支援、新規学卒者の雇用の確保を図るための積極的な求人開拓、求職者の早期再就職を図るための機動的な職業紹介など諸対策の充実を行う。
- ④ 省力化、効率化投資等による生産性の向上を図りながら、労働時間短縮を着実に進めるため、事業主に対する指導援助を拡充する。
- (7) 税制上の措置
① 住宅取得促進税制の適用対象範囲の拡大
リフォームを促進し良質な住宅ストックの形成を図ることにより内需の拡大を図るため、住宅取得促進税制の適用対象に一定の住宅改良工事を追加するとともに、増改築等に係る家屋の床面積要件の

上限の撤廃、既存住宅のうち耐火建築物以外の建物の築後経過年数要件の緩和を行う。

(2) 構造調整に資する設備投資を促進するための税制上の措置

流通コストの削減等を通じて消費者利益の増進に結びつく流通構造の改善に資する設備投資、企業の構造調整に資する省力化・合理化、省エネルギー、環境保全、研究開発に係る設備投資を促進するため、臨時时限の措置として、約150設備を投資促進税制の対象に追加する。

(3) 特定扶養控除の引上げ

教育等の諸出費のかさむ中堅層の税負担軽減に配慮する観点から、個人住民税における特定扶養親族に係る控除額を平成6年度税制改正において引き上げる。

(8) 金融の円滑化と金融政策の機動的運営

(1) 金融機関の徹底した合理化を進めつつ、(株)共同債権買取機構の一層の活用等を図ることにより、不良資産の円滑な処理を推進する。

また、中小企業向けを含め、今後の景気回復に向けて金融機関の資金の円滑な供給が図られるよう、融資相談の充実、迅速・適正な融資審査に努めるとともに、リスク管理の適正化等金融機関の融資態勢の強化につき、営業店に到るまで、その趣旨を十分浸透させるよう、関係者に要請を行う。

(2) 内外経済動向及び国際通貨情勢等を注視しつつ、金融政策の適切かつ機動的な運営を図る。

2. 調和ある対外経済関係の形成

上記の公的規制の緩和や円高差益の還元、厳しい経済情勢等への対応策をはじめ、中長期的な経済構造の改革を含む我が国の内需拡大努力を行うとともに、内外無差別、透明及び公正かつ開放的な市場の形成、輸入の促進、対日投資の促進、開発途上国支援等を通じた国際社会への貢献を通じ、調和ある対外経済関係の形成を図る。

(1) 輸入の促進等

(1) 内外に我が国の輸入拡大に対する姿勢を明らかにするため、輸入拡大に係る理念と今後の基本的方向を示す輸入拡大に関する基本方針を策定する。

(2) 一層の輸入拡大を図るため、日本輸出入銀行の製品輸入金融を拡充し、引き続き低利融資を行うとともに、輸入拡大に必要な設備投資や輸入拡大効果の大きい対日投資を融資対象とする輸入促進基盤強化融資制度を日本開発銀行等に創設し、低利融資を行う。

(3) 外国企業等の対日輸出及び対日投資努力を総合的かつ強力に支援する総合輸入促進センターを新たに創設する等日本貿易振興会の輸入促進機能を強化する。

(4) 自動車関連部品類、粗糖を始めとする関税の見直しについては、平成6年度の関税改正作業の中で総合的に検討する。

(5) 良質かつ安価な住宅の輸入の促進を図るため、輸入住宅の常設展示場を確保するとともに、住宅を日本輸出入銀行の製品輸入金融の特定品目の対象とするほか、関係省庁、輸入業者、海外対日輸出業者等からなる協議会を設置し、住宅の輸入に関する具体的課題の検討を行う。

(6) 輸入拡大月間（10月）において、各種メディアを通じた輸入拡大広報、キャンペーン、輸入品フェア等を集中的に実施し、国民を挙げた輸入拡大への取組を強化する。

(7) 開発途上国支援については、開発途上国の直面する経済困難、多様化するニーズに対応するため、適正かつ効果的・効率的な途上国援助の実施を図りつつ、本年6月策定のODA第5次中期目標及び開発途上国への資金協力計画の着実な推進に努める。

(2) OTOにおける苦情処理体制の充実・強化の検討

市場アクセスの一層の改善を図る観点から、OTOにおいて苦情処理体制の充実・

強化に向けて速やかに検討を行う。

以上の対策を講ずるほか、将来への不透明感を払拭し、国際社会とも共存可能な、活力と創造性のある経済社会構造の構築のため、今後の展望を広く国民に示すことが必要である。こうした観点から、次の検討を推進する。

1. 経済社会構造の変革に向けての検討

我が国経済をめぐる近来の内外経済諸情勢の変化等に対応し、中長期的な視野からの我が国の経済社会構造の変革を視野に入れた、今後我が国として掲げるべき理念と採るべき施策の在り方について、年内にも結論を得るよう経済改革研究会における検討を推進する。

2. 抜本的な税制改革の検討

所得税減税を含めて直間比率の是正など所得・消費・資産の均衡のとれた税体系の構築のための税制の抜本的改革について、税制調査会における総合的な検討を推進する。

◆預貯金利の変更等について

日本銀行政策委員会は、10月5日、金融機関の預貯金等の金利の最高限度の定めの変更について I. のとおり決定するとともに、ガイドラインとしての預金細目金利を II. のとおり変更することを決定した。

I. 金融機関の預貯金等の金利の最高限度の変更等について

(下線部分は今回改定、かっこ内は変更幅)

臨時金利調整法に基づく金融機関の預貯金等の金利の最高限度の定めを下記1. のとおり変更し、下記2. により実施する。

1. 銀行の預金または貯金の利率および定期積金の利回りの最高限度

定期積金 年2.04% ($\Delta 0.24\%$)

ただし、市場金利連動型定期積金（預入金額が1万円以上である定期積金であって、日本銀行より公表された大口定期預金利率（預入金額が1千万円以上である定期預金の1週間の預入期間別平均年利率をいう。以下同じ。）のうち預入期間が1年のもの（以下

「1年物大口定期預金利率」という。）を基礎として利回りが設定されるものをいう。）については、次のとおりとする。

前月の第2月曜日の属する週の最終営業日に公表された1年物大口定期預金利率を基準利率とし、3月、6月、9月および12月の第1月曜日に、以下の各号により算出される率をそれぞれ初回の預入が当該月曜日以降に行われるものにかかる年利回りの最高限度とする。

イ、契約期間が3年未満のもの

基準利率に、0.6を乗じて算出される率（小数点第3位以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下同じ。）

ロ、契約期間が3年以上のもの

基準利率に、0.65を乗じて算出される率
貯蓄預金（期間の定めおよび据置期間がない預金であって、日本銀行より公表された大口定期預金利率のうち、預入期間が3ヶ月のもの（以下「3ヶ月物大口定期預金利率」という。）を基礎として利率が設定されるものをいう。）

直近において公表された3ヶ月物大口定期預金利率を基準利率とし、毎月第1月曜日に、以下の各号により算出される率をそれぞれ当該月曜日以降の1日の最終残高にかかる年利回りの最高限度とする。

イ、無料で払戻ができる回数を毎月1日から末日までの間にについて5回以内とするもの

最終残高が30万円 ($\Delta 10万円$) 以上である日においては基準利率に0.6を乗じて算出される率（小数点第3位以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下同じ。）

ただし、年1.56% ($\Delta 0.30\%$) を下回るときは年1.56% ($\Delta 0.30\%$)

最終残高が30万円 ($\Delta 10万円$) を下回る日においては年0.15% ($\Delta 0.03\%$)

ロ、その他のもの

最終残高が10万円 ($\Delta 10万円$) 以上である日においては基準利率に0.5を乗じて算出される率

ただし、年1.56% ($\Delta 0.30\%$) を下回る

ときは年 <u>1.56%</u> ($\triangle 0.30\%$)	(1) 定期積金 (市場金利連動型定期積金を除く。以下同じ。)	年 <u>2.04%</u> 以下 ($\triangle 0.24\%$)
最終残高が <u>10万円</u> ($\triangle 10万円$) を下回る日においては年 <u>0.15%</u> ($\triangle 0.03\%$)	ただし、期限前払戻の場合の契約期間中の利回り	当該払戻が行われる日の普通預金の利率以下
当座預金 無利息	(2) 当座預金	無利息
納税準備預金 (納税貯蓄組合預金を含む。次項において同じ。)	(3) 納税準備預金 (納税貯蓄組合預金を含む。以下同じ。)	年 <u>0.97%</u> 以下 ($\triangle 0.04\%$)
その他の預金 年 <u>0.47%</u> ($\triangle 0.04\%$) ただし、定期預金、据置貯金、契約期間が1か月以上で預入金額が1千万円以上である定期積金、譲渡性預金、外国政府、外国中央銀行および国際機関の非居住者円勘定の預金、貯金および定期積金、特別国際金融取引勘定において経理される預金、貯金および定期積金ならびに外国通貨建ての預金、貯金および定期積金については適用しない。	ただし、納税目的以外の事由により払出のあった場合の、その払出の属する利息計算期間中の利率	普通預金の利率以下
2. 実施日 <u>平成5年10月18日</u> ただし、平成5年10月17日までに受け入れた定期積金については、当該定期積金の契約期間満了の日までは、なお従前の例による。 また、貯蓄預金については、平成5年10月18日から10月31日までの間の1日の最終残高にかかる年利率の最高限度は、次のとおりとする。 イ、無料で払戻すことができる回数を毎月1日から末日までの間について5回以内とするもの 最終残高が30万円以上である日においては年 <u>1.86%</u> 最終残高が30万円を下回る日においては年 <u>0.18%</u> ロ、その他のもの 最終残高が10万円以上である日においては年 <u>1.86%</u> 最終残高が10万円を下回る日においては年 <u>0.18%</u>	(4) その他の預金 普通預金および普通貯金 通知預金	年 <u>0.22%</u> 以下 ($\triangle 0.04\%$) 年 <u>0.47%</u> 以下 ($\triangle 0.04\%$)
	ただし、据置期間中に払戻のあった場合の預入期間中の利率	当該払戻が行われる日の普通預金の利率以下
	別段預金およびその他の雑預金	年 <u>0.22%</u> 以下 ($\triangle 0.04\%$)
2. 信用金庫等の特例 信用金庫、労働金庫、信用協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会および水産業協同組合の預貯金等の最高金利で、金融機関の金利の最高限度に関する件（昭和23年1月大蔵省告示第4号）第2項により銀行の預貯金等の最高金利より高い金利を適用することができるものについては、さしあたり上記1.の利率および利回りに、定期積金については年0.1%、納税準備預金、普通預金、普通貯金、通知預金、別段預金およびその他の雑預金については年0.25%を加えたものとすることができる。		
II. 平成5年10月18日以降のガイドラインとしての金融機関の預貯金利率および定期積金利回りについて (下線部分は今回改定、かっこ内は変更幅) 1. 金融機関の預貯金利率および定期積金利回り	3. 経過措置 上記1. および2. にかかわらず、平成5年10月17日までに受け入れた定期積金については、当該定期積金の契約期間満了の日までは、なお従前の例による。	

◆現行金利一覧 (5年10月15日現在) (単位 年%)

	金 利	実施時期 (^内 _{前回水準})
公定歩合		
・商業手形割引歩合ならびに国債、特に指定する債券または商業手形に準ずる手形を担保とする貸付利子歩合	1.75	5. 9. 21 (2.5)
・その他のものを担保とする貸付利子歩合	2.0	5. 9. 21 (2.75)
短期プライムレート	3.375	5. 9. 30 (3.75)
長期プライムレート	4.5	5.10. 1 (4.8)
住宅ローン		
・固定金利型	6.06	5.10. 1 (6.42)
・変動金利型	4.8	5.10. 1 (5.4)
政府系金融機関の貸付基準金利		
・日本開発銀行	4.6	5.10. 1 (4.8)
・中小企業金融公庫・国民金融公庫	4.6	5.10. 1 (4.8)
・住宅金融公庫	4.2	5. 8. 25 (4.45)
資金運用部預託金利(期間3年~5年) (期間5年~7年) (期間7年以上)	4.5 4.55 4.6	5. 8. 25 (4.8) 5. 8. 25 (4.85) 5. 8. 25 (4.9)
銀行等の預貯金金利 (日本銀行のガイドライン利率)		
・普通預金	0.26	5. 3. 1 (0.38)
・貯蓄預金 40万円タイプ 20万円タイプ	1.86 1.86	5. 9. 6 (1.86) 5. 9. 6 (1.86)
・定期積金	2.28	4. 8. 17 (2.4)
・市場金利連動型定期積金 3年未満	2.02	5. 9. 6 (2.05)
3年以上	2.18	5. 9. 6 (2.22)
・通知預金	0.51	5. 3. 1 (0.63)
郵便貯金金利		
・積立貯金(1年)	2.15	5. 9. 6 (2.18)
・通常貯金	1.56	5. 3. 1 (1.8)

◆公社債発行条件 (5年10月15日現在)

		発 行 条 件	改定前発行条件
国 債 (10年)	応募者利回(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈10月債〉 <u>3.868</u> 4.1 <u>101.67</u>	〈9月債〉 4.316 4.4 100.58
割 引 国 債 (5年)	応募者利回(%) 同 税 引 後(%) 発行価格(円)	〈9月債〉 4.048 3.245 82.00	〈7月債〉 4.433 3.546 80.50
政府短期証券(60日)		〈9月24日発行分~〉 応募者利回(%) 割 引 率(%) 発行価格(円)	〈2月15日発行分~〉 <u>1.629</u> <u>1.625</u> <u>99.7329</u> 2.384 2.375 99.6096
政府保証債(10年)	応募者利回(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈10月債〉 <u>4.200</u> 4.2 <u>100.00</u>	〈9月債〉 4.673 4.6 99.50
公募地方債(10年)	応募者利回(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈10月債〉 <u>4.235</u> 4.2 <u>99.75</u>	〈9月債〉 4.700 4.7 100.00
利付金融債(3年物)	応募者利回(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈10月債〉 <u>3.100</u> 3.1 100.00	〈9月債〉 3.400 3.4 100.00
利付金融債(5年物)	応募者利回(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈10月債〉 <u>3.600</u> 3.6 100.00	〈9月債〉 3.900 3.9 100.00
割引金融債	応募者利回(%) 同税引後(%) 割引率(%) 発行価格(円)	〈10月債〉 <u>2.061</u> <u>1.688</u> <u>2.01</u> <u>97.98</u>	〈9月債〉 2.838 2.322 2.75 97.24

- (注) 1. 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行のもの。ただし、短期プライムレートについては、都銀のなかで最も多くの数の銀行が採用したレート(実施時期は同採用レートが最多となった時点)。
2. 貯蓄預金については、郵便貯金においても通常貯蓄貯金として取扱い。

(注) アンダーラインは今回改定箇所。

海 外

◆クリントン大統領、医療制度改革案を公表

クリントン大統領は9月22日、米上下両院合同議会において医療制度改革の基本方針について演説し、改革案の概要を公表した。改革の主な目的は、「全国民に対し、医療サービスの提供を行うこと（国民皆保険制の導入）」と「低コストで競争原理の働く医療保険を国民が選択可能とする」との2点にある。

改革案の具体的なポイントをまとめれば、以下のとおり。

1. 全国民は、健康保険証が与えられ、国内の移動、失業等が発生した場合でも、各人は常に保険の適用が受けられることを保証する。
2. 地域医療保険組合を組織し、国民皆保険制の実現と対保険会社の価格交渉力強化を目指す。従業員5千人以上の企業は、各社ごとの企業医療保険組合を通じて医療保険会社と直接契約することも可能。
3. 医療関連価格の高騰を抑え、医療の質向上を図るため、保険の商品内容などを政府の監督下に置くことにより市場の透明性を高め、競争を促進。
4. 国家医療理事会を創設し、医療関連価格の抑制、医療関連市場の効率化にあたる。
5. 保険料は、原則として企業が80%を負担し、20%を被保険者が負担。また、中小企業、低所得者、失業者等の保険料負担については、政府が一部補助。

改革案では、これらの諸策により、国民全体の医療関連支出を1994～2000年の間に1,250億ドル削減、同伸び率を2000年までに現状見通しの半分程度に抑える姿を想定している。このうち、財政面では、1994～2000年の間に企業や家計に対する補助金の支給等により、3,500億ドルの新規支出が見込まれている一方、既存の保険プログラムの支出削減、新税導入等により4,410億ドルの財源を捻出する計画となっており、結果として910億ドルの赤字削減効果が生じる見通し。

◆米国連邦公開市場委員会（FOMC）、8月17日開催の同委員会の議事録を公表

米国連邦公開市場委員会は、9月24日、8月17日開催の同委員会において採択された金融調節方式に関する議事録を公表した。その主な内容は以下のとおり。

1. 足元の景気動向および金融調節スタンス

足元の景気については、堅調な個人消費、設備投資、および住宅投資を背景に緩やかなテンポで拡大を持続している。物価は落ち着いた動きとなっており、委員会がこれまで抱いていたインフレ警戒感は後退している。

金融調節スタンスをみると、前回のFOMC（7月6～7日）では、現状の金融調節スタンスを維持しつつも、政策変更の余地について引き締めバイアスをかけうるとする方針が採用されたが、実際にはこれまでの金融調節スタンスが維持され、FFレートは引き続き3%程度の水準で推移した。この間、長期金利については物価安定と財政赤字削減案の立法化を映じて6.5%を下回る水準まで低下した。

マネーサプライの動向をみると、M₂は第2四半期は増加した後、債券、株式ミューチュアル・ファンド等のマネー対象外資産に流出する動きが続いたことなどから7月はごくわずかの増加にとどまり、本年のターゲットレンジの下限近傍で推移した。一方、M₃は機関投資家向けMMMFの大幅減等から6、7月と減少し、ターゲットレンジの下限をわずかに下回っている。

2. 先行きの景気・物価動向に対するFOMCの見解

先行きの景気については、予算調整法成立に伴う抑制的な財政運営等の弱材料はあるものの、個人消費や設備投資は堅調地合いにあるとみられ、長期金利の低下や金融機関の貸出姿勢の緩和もあって、緩やかながらも持続的な成長が引き続き見込めよう。インフレについては、

緩やかな成長の下で、目先一層の落ち着きが期待できる環境ながら、現在の物価指標の鎮静化は実勢以上に強く出ている可能性もあり、先行き数四半期において物価が鎮静していく程度は限られたものになるものとみている。

3. 先行きの金融政策に関するFOMCの見解

当面の金融政策については、短期実質金利水準の低さ等からみて、いずれはインフレ圧力を抑えるための引き締めが必要となる局面も考えられるものの、本年上期の景気回復の鈍さ、財政緊縮の影響、足元の物価安定等を勘案し、当面は引き続き現状の金融調節スタンスを維持することで全員一致の合意をみた。また、先行きの政策変更の余地については、従来の引き締めバイアスから中立に戻することで全員が合意した。当面のマネーサプライの動きに関しては、短期金利が低水準にあることからマネー対象外資産への流出が続き、 M_2 がレンジの下限近辺の緩やかな伸びにとどまる一方、 M_3 は減少してレンジの下限をわずかに下回って推移する見通し。

◆ドイツ、欧州連合条約の批准手続きを完了

ドイツ連邦憲法裁判所は、10月12日、欧州連合条約の合憲判断を下し、条約反対派の訴えを棄却した（注）。これを受けて、ワイツゼッカーダー大統領は批准書に署名し、翌13日ドイツ政府は批准書をイタリア政府に寄託、これにより、EC12か国中唯一の同条約未批准国であったドイツでの批准手続きが完了した（同条約は11月1日に正式発効）。

（注）昨年12月に連邦議会・連邦参議院が、同条約を可決したが、その後条約反対派から、同条約は基本法（憲法）20条（「すべての国家権力は国民に由来する」）に反するとの提訴がなされたため、批准手続きがストップしていた。

なお、連邦憲法裁判所が発表したステートメントの要旨は以下のとおり。

- ・当裁判所は、以下の観点に照らして欧州連合条約を審査し、その結果、同条約は合憲であると判断した。

① EC内において、統合と民主的基盤が歩調を合わせて構築されるか

②加盟国において活力ある民主主義が保たれるか

③ドイツ立法府がECに委譲する国家主権の範囲は明確か

- ・欧州連合条約への加盟は、通貨統合への自動的・調整不能な道程に乗り入れることを意味しない。ドイツは、自らの意思で進路を選ぶことができる。
- ・EC統合過程において、ドイツの議会が批准時に予見不可能であった事態が生じた場合には、同条約の修正・追加が行われるべきである。

◆ブンデス銀行、ティートマイヤー新総裁就任

ブンデス銀行では、10月1日付で、ティートマイヤー副総裁が総裁に、ガッドウム理事がその後任副総裁にそれぞれ就任した。なお、ティートマイヤー総裁、ガッドウム副総裁の略歴は以下のとおり。

ティートマイヤー総裁 Dr. Hans Tietmeyer (61歳)

1931年8月	ヴェストファーレン州・メテレン生まれ
1958	ミュンスター、ボン両大学を経てケルン大学卒（経済学）
1960	ケルン大学博士号取得（政治学）
1962～1982	連邦経済省
1982～1989	連邦大蔵省次官
1990年1月	ブンデス銀行理事
1991年8月	同副総裁
1993年10月	同総裁

ガッドウム副総裁 Johann Wilhelm Gaddum (63歳)

1930年6月	ベルリン生まれ
1954	ケルン大学卒（経済学部＜経済学専攻＞）
1963～1983	ラインラント・プファルツ州議員
1971～1985	連邦参議院議員
1971～1981	ラインラント・プファルツ州大蔵大臣
1981～1985	ラインラント・プファルツ州連邦関係大臣
1985～1986	ラインラント・プファルツ州中央銀行総裁

1986年12月 ブンデスバンク理事
1993年10月 同副総裁

◆フランス政府、フランス銀行新総裁を任命

フランス政府は、9月13日、欧州復興開発銀行総裁に転出したドラロジエール・フランス銀行総裁（87年1月就任、日本銀行「調査月報」昭和62年2月号「要録」参照）の後任として、ジャン・クロード・トリシェ前大蔵省国庫局長を任命した（正式着任は16日）。新総裁の略歴は以下のとおり。

ジャン・クロード・トリシェ総裁 Jean-Claude Trichet (50歳)

1942年 リヨン市生まれ
1971 国立行政学院（E N A）卒業、同年財政監察官として大蔵省国庫局入省
1981 大蔵省国庫局二国間問題担当次長
1985 同局国際関係担当審議役、パリ・クラブ議長
1986 バラデュール蔵相（現首相）官房長
1987 大蔵省国庫局長
1993 フランス銀行総裁就任

◆フランス政府、94年度予算案を閣議決定

フランス政府は、9月22日、94年度（94年1～12月）予算案を閣議決定した（表1）。同予算案は、歳入面で景気刺激の観点から所得税減税を盛り込みつつも、歳出の伸びを前年比+1.1%に抑制し、財政赤字の対GDP比率を低下（93年度最終予算4.48%<3,176億フラン>→94年度予算案4.09%<2,997億フラン>）させる緊縮型の予算となっている（歳入には、国営企業民営化資金550億フラン<歳入の4.8%に相当>が含まれており、これが財政赤字の対GDP比率の0.75%ポイント低下に寄与）。94年度予算案およびその前提となる経済見通し等は、以下のとおり。

1. 具体的諸施策

(1) 歳出面

失業対策として、職業訓練機会増大、低所得労働者にかかる失業保険企業側負担の軽減など雇用促進関係に重点配分（前年比+6.9%）し、企業の資金繰り負担軽減のため付加価値税

還付期限短縮等の措置をとる一方、道路建設（地方財政に一部を移管）、商業振興関連予算、地方交付金等を抑制。

(2) 歳入面

家計支出刺激策として所得税減税を実施。またこれと合わせて、①このところ目立っている預金からフランス版MMF（S I C A V manetaire）への資金流出の動きを是正し、②同時に住宅投資を促進する目的で一連の貯蓄税制改革を実施。これらの主な内容は以下のとおり。

①所得税減税

所得階層をこれまでの13区分から7区分に簡素化し、それぞれに新たな税率を設定することを通じて、全体として190億フランの所得税減税を実施（家計部門全体では平均6%の所得税減税効果がもたらされる筋合い）。ただし、これと同時に社会保障拠出負担分（収入の2.4%）の所得税控除が全面的に廃止されたことから、所得税減税分190億フランから年間約84億フラン分が減殺されるかたち。

②貯蓄税制改革

- ・ MMFの売却益にかかる年間非課税限度額を、現行の16.6万フランから、94年初に10万フラン、95年初に5万フランへと段階的に引き下げる。
- ・ 利子所得の課税所得からの控除（限度額：独身者0.8万フラン、既婚者世帯1.6万フラン）を、94年以降は定期性預金、譲渡性預金等にまで拡大する（現在は公社債および株式のみに対象を限定）。
- ・ 住宅取得を目的にMMFを売却した場合、売却益の一定限度額内を非課税扱いとする（ただし、本措置適用期間は93年10月以降1年間に限定、年間非課税限度額：独身者60万フラン、既婚者世帯120万フラン）。
- ・ 短期国債、定期預金等の利子所得に対する課税税率を95年初より引き下げる（39.4%→19.4%）。なお、この結果、利子所得に対する課税税率は金融商品の種類を問わず19.4%に統一されるかたち。

2. 経済見通し

94年度予算案の閣議決定と同時にフランス政府が発表した94年政府経済見通し（表2）をみると、94年の実質GDP成長率は、個人消費および輸出の回復に支えられ、93年の△0.8%から+1.4%と

緩やかに回復する見通し。この間物価は引き続き落ちていた動きで推移するとみられる一方、貿易収支は輸出の増加に伴い黒字幅が拡大（93年390億フラン→94年460億フラン）する見込み。

(表1)

94年度予算案の概要

(単位 百万フラン、 %)

	1993年度最終予算 (A)	94年度予算案 (B)	(B) / (A)
歳 出	1,431,679	1,447,510	1.1
非 軍 事 支 出	1,192,239	1,204,960	1.1
公 債 費	183,931	193,147	5.0
行 政 費	479,435	498,202	3.9
経常的公共施策費	407,734	404,522	△ 0.3
投 資 支 出	99,589	88,607	△ 11.0
軍 事 支 出	239,440	242,550	1.3
歳 入	1,114,102	1,147,783	3.0
取 支 尻	△ 317,577	△ 299,727	(17,850改善)
同 G D P 対 比	△ 4.48%	△ 4.09%	(0.39%ポイント改善)

(表2)

フランス政府経済見通し（9月22日発表）

(単位 前年比 %)

	1992年実績	93年見込み	94年見通し
実 質 G D P	1.2	△ 0.8	1.4
個 人 消 費	1.5	0.4	0.7
民 間 設 備 投 資	△ 5.6	△ 8.2	0.8
輸 出	7.0	△ 0.7	4.6
輸 入	3.8	△ 0.7	4.2
C P I上昇率(年末) △(年平均)	1.9 2.4	2.3 2.2	2.2 2.2
貿易収支(億フラン)	307	390	460
家計部門貯蓄率	12.8	12.8	12.2
前 提	フランの対ドル相場	5.29	5.70
	O E C D諸国成長率	1.7	1.0
	E C諸国成長率	1.0	△ 0.5
			1.4

◆ベルギー国立銀行、政策金利を引き下げ

ベルギー国立銀行は、9月13日、15日、20日、30日に以下のとおり政策金利を引き下げた（いずれも即日実施、かつて内は実施日）。

(13日) (15日) (20日) (30日)

中 心 金 利	10.25%	→	10.00% → 9.75% → 9.65%
限 度 框 内 貸 出 金 利	12.25%	→ 12.00%	→ 11.75% → 11.50% → 11.40%

◆デンマーク国立銀行、公定歩合等を引き下げ

デンマーク国立銀行は9月27日、10月12日、以下のとおり公定歩合等を引き下げた（いずれも即日実施、かつて内は実施日）。

(9月27日) (10月12日)

公 定 歩 合	8.75%	→ 8.25% → 7.75%
準 備 預 金 利	8.75%	→ 8.25% → 7.75%

◆スウェーデン・リクスバンク、公定歩合を引き下げ

スウェーデン・リクスバンクは10月7日、公定歩合を1%引き下げ、5.0%とすることを決定し^(注)、翌日実施した。

(注) スウェーデンは、四半期ごとに定期的に公定歩合を変更。これまでの推移は以下のとおり。

92年	4月	8.5%
	7月	8.0
	10月	10.0
93年	1月	9.0
	4月	7.0
	7月	6.0
	10月	5.0

◆ハンガリー国立銀行、公定歩合を引き上げ

ハンガリー国立銀行は、9月22日、公定歩合を2%引き上げ22%とすることを決定し、23日実施した。

◆韓国、外国為替管理を一部緩和

韓国は、10月1日、金融の自由化・国際化の一環として、外為取引の一部規制緩和措置を実施した。主な内容は以下のとおり。

- ①インターバンク為替レートの変動幅拡大（前日平均レート比±0.8%→±1.0%）
- ②法人の外貨保有制限の撤廃（現行上限は1社当たり3億ドル）
- ③ウォンを介在しない外国通貨間の先物外国為替取引にかかる届出制度の廃止
- ④ウォンを対価とする先物外国為替取引にかかる届出免除額の引き上げ（1件当たり：100万ドル→300万ドル）

◆台湾中央銀行、預金準備率を引き下げ

台湾中央銀行は、9月16日、預金準備率の0.75~1.0%引き下げを発表した（17日実施）。今回の措置について同中央銀行では、「これにより市中銀

行の貸出金利の低下を促し、景気刺激を図ることが主たる狙い」と説明している。

預金準備率引き下げの概要

(単位 %)

	当座預金	普通預金	定期預金	貯蓄預金	
				普 通	定 期
1992年1月 9日	27.25	25.25	10.875	17.75	8.875
93年9月17日	26.25	24.25	10.125	16.75	8.125
下 げ 幅	△1.00	△1.00	△0.75	△1.00	△0.75

◆シンガポール国際金融取引所、日本国債先物を上場

シンガポール国際金融取引所（S I M E X）は、10月1日、日本国債先物（期間10年、表面利率6%の標準物）の取引を開始した。S I M E Xが長期金利先物を導入したのは今回が初めて。

◆フィリピン中央銀行、一部信託勘定に準備率を設定

フィリピン中央銀行は、9月29日、一部信託勘定（Common Trust Funds）に10%の準備率を設定することを発表し、10月4日から実施した。今回の措置は、投資家の保護に加え、これを通じて金利上昇を促し、最近のペソ安傾向に歯止めをかけることが狙いとみられている。

◆タイ中央銀行、公定歩合を引き下げ

タイ中央銀行は、9月16日、公定歩合の1%引き下げ（10.0%→9.0%）を決定し、17日実施した（タイにおける公定歩合の引き下げは6月に続き今年に入り2回目）。

タイでは中小企業や地方における設備投資がこのところ幾分伸び悩み気味となっており、今次措置についても「貸出金利の低下を通じてこれら設備投資を活性化させることに主たる狙いがある」とみられている。